

排出事業者 様

令和5年4月21日

合同会社 ESG
代表社員 小原 隆史

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご支援ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の政府発表の通り令和5年5月8日より新型コロナウイルス5類感染症変更に伴い、感染性廃棄物の排出に関して、下記の通り変更させていただきます。ご協力をお願い申し上げます。

記

現在

- ① コロナウイルス感染物の疑いがある感染性廃棄物は、堅牢なポリ容器に入れる。
- ② ポリ容器外周を消毒する。(消毒については、ガイドライン参照)
- ③ コロナウイルス感染廃棄物と記載し、容器に添付表示する。
- ④ 収集運搬時の容器破損等の2次感染防止の為、ポリ袋に容器を入れて密閉する。

令和5年5月8日以降

- ① 環境省令和4年6月発令の廃棄物処理に基づく感染性廃棄物処理マニュアルに基づき、コロナウイルス感染物であっても、適切な容器に梱包密封し排出する。
- ② 取扱者の感染制御等の観点から、コロナウイルス感染物が入っている容器にはコロナ感染廃棄物等と記載し、容器に添付表示をする

※表示は努力目標とする

以上

※ 弊社は、関係法令を遵守し、適正な収集運搬・処分に努めますが、状況に応じて都度ご相談させていただきます。

お問い合わせ先

合同会社 ESG 営業部

TEL : 0133 - 64 - 9000

FAX : 0133 - 64 - 9111

メールアドレス : info@esgm-group.jp